H 戦術として多く小作争議のそれに学ぶべきものがある。

I 附帯要求條項も戦術的にも要求してかゝげる。

J 心がくべきは斗争の中心が常に党であるぞ。農民組合であるとか[illegible]とも[illegible]にはせず[illegible]とだ。

三、斗争の組織

A 電灯電力値下斗争対策委員會

党員、全国農民組合員を以って構成し、党常任執行委員会の統制下にある最高のアジト的指導部

B 京都府電灯電力値下斗争同盟

1 需要者を以って構成された斗争の主体。

2 機関

イ 常任委員会

1 構成 対策委員の半数

地区代表者各一名を以って構成し

II 役員

委員会議長

主事

会計係、情報係 連絡係 組織係 宣傳係 出版係 争議係

等を置き、同盟の常務を分担処理す。

ロ 同盟委員会

1 構成、各町村代表者一名宛、代表者は許す限り農民組合員又は党員たること。

ハ 地区委員会

市内にあってはその単位を諸種の具体的事情を考慮して決定す。郡部にあっては郡を単位とす。党支部、全農地区委員会の指導者を確保するための努力はこゝでも必要である。

ニ 町村委員会

これについても次の区委員会についても同様のことが云ひ得る。

ホ 区委員会